

＜仮に法律案の内容どおり国会で成立した場合の令和4年度の雇用保険料率＞

○令和4年4月1日～9月30日

事業の種類	負担者	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率)	失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1000	6.5/1000	3.5/1000	9.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1000	7.5/1000	3.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	4.5/1000	12.5/1000

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率)	失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1000	8.5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	4.5/1000	16.5/1000